

# 豊島を訪ねてー産業廃棄物不法投棄事件と住民運動ー

村上 俊介

## はじめに

2022年1月5日から7日の人文研総合研究調査旅行は、淡路島から小豆島を経て豊島を巡って、主として美術館・博物館を訪問・見学するものだった。

その中で特に感銘を受けたのは、豊島美術館だった。この美術館は2010年に瀬戸内国際芸術祭を機に建設された。通常われわれが抱く美術館とは、箱物の中に美術作品が複数展示されているというものだろう。豊島美術館はそうした常識とは全く異なる。そこに展示される「作品」とは、その建物そのものと、建物内の床面に開けられたいくつもの小さな穴からゆっくり水がしみ出し微妙に傾斜した床を水滴が動くインスタレーション、この二つのみである。お皿をかぶせたような白い楕円形ドーム型の建物は床面最頂幅60m、最頂部4.67m。ドームには大小二つの穴がある。床面に空いた186個の直径2mmの小さな穴から水滴がこぼれ出す。これは内藤礼の作品である。その丸い水滴が、かすかな傾斜の床をゆっくりと移動し、他の水滴と合流しながら形を変え、緩やかにくぼみへと至る。「床にある無数の穴から水が湧き、ゆっくりと床を流れ、小さな水たまりになります。時間を追うごとに、水たまりは大きくなり、日没になる頃には大きな泉になります。水がまるで生きているように見え、自然の生命の美しさを感じることができます」(佐々木良2018、211頁)。美術館を出ると、瀬戸内海が広がり、左手には一度放棄され今復活しつつある棚田がある。美術館はそうした風景に溶け込み、景観の一つの要素となっている。何も予備知識のなかった私には、驚きで心を動かされた。

われわれ一行は、この島で豊島美術館と共に、瀬戸内国際芸術祭を機に設けられたクリスチャン・ボルダンスキーによる「心臓音のアーカイブ」、横尾忠則と建築家永山祐子による「豊島横尾館」も訪れた。

豊島美術館への心地よい印象を抱いて帰宅した翌日、朝日新聞夕刊に豊島に関する記事が出た。「積み重ねた熱意」という見出しの、豊島産業廃棄物不法投棄事件に関する囲み記事だった。この事件で闘った主要人物のひとり安岐正三氏の作成した事件に関するファイルがうずたかく積まれた写真と共に次のような一文が添えられていた。「産廃91万トンは5年前に島外へ運び出された。汚染された地下水も浄化されて排水基準に達したことから、今月には海への流れ込みを防ぐ340㎡の壁の撤去が始まる。県によると、これまでの総事業費は820億円にのぼるといふ」。

2010年に始まった瀬戸内国際芸術祭、ひいては豊島美術館は、この豊島産業廃棄物不法投棄事件とも関連がある。この事件の当事者であった豊島住民と、他方の香川県の間で長期にわたる対立の末、調停が成立した2000年当時の県知事真鍋武紀は瀬戸内国際芸術祭の開催に当たって次のように述べている。「1998年、私が知事に就任して初めて取り組んだ仕事の一つが、豊島に不法投棄された廃棄物をどこでどう処理するかという問題でした。豊島に比べると、隣の直島には三菱マテリアルという大企業が長く根付いていて、インフラが整備されていました。そこで直島の皆さんにご協力いただけないかと考えました。…そこで廃棄物を運んで処理するだけでなく、エコタウンとしての島づくりを推進していこうという考えに至りました。そんななか、瀬戸内海の周辺の地域おこしをアートで行う企画があり、現代アートで島々を元気にできないかと思ったわけです。」(『瀬戸内国際芸術祭2010 ガイドブック』23頁)。

ここでは、豊島美術館に触発されながらも、このたびの視察旅行で訪れることのなかった豊島産業廃棄物不法投棄事件について少し考察してみたい。

### 豊島産業廃棄物不法投棄事件

この事件に関して、実は2012年2月に社会科学研究所が直島を訪れている。残念なことに私はそれに参加していなかったのだが、その報告書『専修大学社会科学研究所月報』587・588合併号で、柴田弘捷氏が「銅精錬・アート・産廃処理の町・直島の現在—人口構成・産業構造・雇用環境」を、福島利夫氏が「直島と豊島をつなぐ産業廃棄物処理問題のこれまでとこれから」の中でこの事件を取り扱っており、特に福島氏は直接豊島における事件の経過を紹介している。本稿でも事件経過について触れざるをえないが、福島氏の論考や関連文献を参照しながら、焦点は豊島の住民運動の実態に置いて考察したい。

さて、「豊島」を「てしま」と読むのは難しい。この島は家浦・唐櫃(からと)・甲生(こう)の三地区があり、江戸時代より前は家浦と甲生地区が備前国に属し「手島(てしま)」と呼ばれ、唐櫃地区は小豆島(讃岐国)に属し「豊島(とよしま)」と呼ばれていたらしい。江戸時代にこの島が一括して天領となり、両者の名称を足して二で割り、「豊島」と書いて「てしま」と呼ぶようになったとのこと(佐々木良2018、42-60頁)。現在この島は、距離的には岡山県に近いものの、行政上香川県小豆島土庄(とのしょう)町に属している。

この豊島で1975年から産業廃棄物不法投棄事件が起こった。島の東部の土地を所有し、そこで土砂採取を生業としていた「豊島総合観光開発」(以下「豊島観光」)経営者が、そこに産業廃棄物処理場建設を企て、これに対して豊島島民は当時の「豊島の有権者のほとんど全員である1425人の反対署名を集めて」(大川真郎2001、7頁)香川県知事と議会に提出し、反対デモ

を行い、さらに廃棄物処理場建設差止請求訴訟を高松地裁に提起した。

一方豊島観光経営者は1977年9月、県への許可申請内容を「ミミズによる土壌改良剤化」と変更した。これは「ミミズに無害な産業廃棄物の製紙汚泥、食品汚泥、木くず、家畜の糞を食べさせ、ミミズはこれらの産業廃棄物を食べて糞土に変えるので、これを土壌改良剤として販売し、養殖して増えたミミズも需要先へ売るといったものである」（實近昭紀 1999、38頁）。翌1978年2月に県は指導監督をすることを前提に、この申請に許可を出した。同年、高松地裁において島民側と豊島観光の間で和解が成立。

当初豊島観光は、もとより怪しげなこの「ミミズ養殖」をしてはいたが、間もなく申請内容とは大きく異なる有害産業廃棄物（シュレッダーダスト、廃油、汚泥、廃酸、廃プラスチック、ドラム缶など）を大量に持ち込み、野焼きを行なうようになった。そして1983年頃からミミズ養殖はしなくなった。さらに当初、廃棄物はダンプカーを定期便フェリーに乗せて搬入されていたが、1984年からは専用運搬船を購入し、それを使うことで廃棄物搬入量が大幅に増え、違法処理の規模を拡大していった。

1975年以来、一貫して県はこの悪質業者の側に立っていたように見受けられる。1984年の豊島住民側からの県に対する公開質問に対して、環境自然保護課長の回答も住民の訴えを退ける内容だった。「現状ではシュレッダーカス（廃車処理残物）、ステッチャ（精機金属くず）等を原料として購入し、この中から有価金属を回収し販売する廃品回収業が行われているため、産業廃棄物処理業の対象とはならない。しかし、いかに有価金属といえども、野焼きによる回収は適当でないので、焼却設備の設置の指導を行っている。」（大川真郎 2001、18頁）。しかし実態は、豊島観光が産業廃棄物を300円で買い、運搬料金として2000円ないし4000円を受け取っていた（曾根英二 1999、92頁）のであり、県が真面目に監督指導しているとなれば、それが明らかに不法産廃処理にあたることは分かっていたはずである。

事態が動き出すのは豊島観光が公然と不法処理を始めてから5年後の1988年5月のことである。それも香川県側からではなく、兵庫県側からの動きだった。海上保安庁姫路海上保安署、豊島観光経営者を廃棄物処理法違反の疑いで検挙。地検から香川県への問い合わせに、県は「廃棄物から有価金属などを回収しているので、廃棄物は有価物であり、廃品回収業であり、違法ではない」と回答し、地検は起訴を断念。しかし1990年11月には兵庫県警が廃棄物処理法違反の疑いで処分地の強制捜査を行ない、これが大きなニュースとなった。この時点で廃棄物搬入・野焼きが止まる。

豊島住民は時を置かず同月に「廃棄物対策豊島住民会議」を結成する一方、香川県はこの時点でやっと問題の廃棄物を「有価物」ではなく「産業廃棄物」とであると解釈を変更し、ミミズによる土壌改良剤化処分業の許可を取り消し、豊島観光に対して処分地の廃棄物撤去を命じる

第一次措置命令を出すと共に、現地調査を行なった。しかしその結果は「周辺環境への重大な影響はない」というものだった。

翌 1991 年 1 月、豊島観光経営者は逮捕・起訴され、罰金 50 万円、懲役 10 月、執行猶予 5 年の判決が下った。しかし廃棄物はそのままの状態であり、多くの有害物質が大量に存在し続けている現状を前に、住民会議は 1991 年 5 月、県議会に早期撤去の陳情書を提出し、さらに 1992 年 8 月には香川県知事に対して撤去の要望書を提出した。この住民の要望に対して、県は一向に動こうとしない。住民の運動はここから本格化する。

まず 1993 年 4 月、大阪の豊島（とよしま）時夫弁護士（元高松地検検事）に相談した。このとき住民会議は、豊島弁護士が入手した 1991 年の豊島観光経営者に対する公判調書を手にした。その調書の中には担当県職員への供述調書があり、それによると 1978 年から 1990 年までに香川県は処分地に立入検査を 118 回も行ない、搬入されたものが無許可の産業廃棄物であることを認識していたにもかかわらず、適切な指導をしてこなかったことが判明した（供述書のコピーは産廃物対策豊島住民会議「豊島問題を考える」の中の豊島事件資料集を参照のこと [https://www.teshima-school.jp/\\_wp/wp-content/uploads/2013/12/think-teshima-fix.pdf](https://www.teshima-school.jp/_wp/wp-content/uploads/2013/12/think-teshima-fix.pdf)）。さらに、「担当係長の供述調書から、担当職員らはシュレッダーダスト等を産業廃棄物ではなく金属回収の原材料であるごまかすために、わざわざ経営者に「金属くず商」の許可を取るよう積極的に「指導」までしていた事実が明るみに出た」（大川真郎 2001、29 頁）。

住民会議が入手した公判調書は、地元小豆島選出県議の手に渡る。県議に「悪いようにはしない」と説得された住民会議は、それを信用し、彼にこの公判調書コピーを渡したのだ。しかしその後の県知事との話し合いも不調、産廃撤去も拒否。ジャーナリスト曾根英二はこのときの事情を次のように述べている。公判調書が地元県議の手に渡ったことを知った豊島時夫弁護士は、「島の住民の行動に愛想をつかし、事件を引き受けるのをやめたというのだ。…住民は豊島弁護士に「なんとか助けてほしい」と泣きつき、豊島弁護士は司法修習が同期で、事務所も同じビルに構える中坊公平弁護士を紹介することを約束した」（曾根英二 1999、71 頁）という。なお豊島弁護士の名前は、この事件についての公害紛争調停申請書の申請代理人弁護士 5 人のうちに名を連ねており、また最終調停合意書にも名を連ねている。だから、曾根のいうように、「さじを投げた」わけではないようだ。

ここでやっと豊島産業廃棄物事件の中心的な支援者、中坊公平弁護士が登場し、1993 年 9 月、彼を筆頭に 5 人の弁護団が結成され、無報酬で豊島住民会議の側から住民運動を後押しすることになる。弁護団は、裁判闘争ではなく公害調停制度の中でこの問題を解決すべく公害等調整委員会への申請手続きをした。同年 11 月 11 日、「住民 438 人（後日さらに 111 人追加）は 1993 年 11 月、豊島観光、経営者、香川県、前述の香川県担当 2 職員（公判調書の供述者…筆者）、

豊島観光に廃棄物の処分を委託していた排出事業者 21 社を相手方被申請人として公害調停を申請した」（大川真郎 2001、46 頁）。住民会議は 11 月 22 日より、毎日 5 人で豊島から香川県庁まで出向き、庁舎前に立ち続けることによって県民に問題の存在を訴え続けた。これは 1994 年 5 月 31 日までの 106 日間続けられ、延べ 572 人がこれに参加した。

この 1993 年 11 月 11 日の公害等調整委員会への申請から、2000 年 6 月 6 日調停成立までの約 6 年半の間は、日本の政治状況が大きく揺れ動いた時期だった。1993 年細川内閣が成立し、1994 年 4 月から翌 95 年は社会党村山富市を首班とする自社さ連立政権が誕生、さらに 1996 年 1 月から同年 11 月までは自民党橋本龍太郎を首班とした同じく自社さ連立政権が、そしてその後の第二次橋本内閣（1997 年 7 月まで）によって自民党が単独で政権を取り戻す。この 1996 年 1 月から 11 月までの橋本首相の下での自社さ連立政権の時、菅直人（新党さきがけ）が厚生大臣になっている。

こうした政局を背景として、1994 年 3 月から、調停が始まった。同年 12 月末には専門委員会による処分地調査が始まり、県の調査結果を抜本的に覆した。県の行なった調査では、廃棄物は 15～6 万トンで、有害物質はほぼ撤去したと主張していたのに対して、専門委員会は廃棄物総量 50 万トン、有害物質も多量に存在することを明らかにした。

1994 年 3 月の第 1 回調停から 1998 年 3 月までの丸 4 年間に 27 回の調停が行なわれているが、問題を最小化し責任を認めない県側と住民会議側の対立が際立って、調停は何度も暗礁に乗り上げかけた。その間、住民会議と弁護士は豊島であるいは香川県内でシンポジウムを開催し、1997 年 7 月から 12 月にかけて延べ 1000 人をかけて、小豆島土庄町 6000 戸をすべて訪問し署名を呼びかける運動、1998 年から 1999 年にかけて香川県内で 100 回の座談会を開催した。さらに 1999 年 4 月には豊島住民の中では若手の活動家である石井亨氏を候補に立てて県議会選挙運動を展開（当選）した。そして高松市、東京都でのデモも実行するなど、可能な限りの運動を繰り広げた。

こうした調停、住民運動によってこの問題は世界的にも認知され 1996 年 7 月にはグリーンピース「虹の戦士Ⅱ号」が豊島を訪れ、そのメンバーが党内を視察している（曾根英二 1999、130 頁、石井亨 2018、129-130 頁）。また、マスコミも報じることとなり、1997 年 7 月にはテレビで「ニュース 23」の全枠が使われて、豊島の産廃場から生放送をし、現場で筑紫哲也キャスターが中坊弁護士にインタビューするなど、全国的に問題が取り上げられた（曾根英二 1999、192 頁）。

国政レベルでも、この問題が認識されるようになった。1996 年 4 月には住民会議と弁護士が国会議員への要請活動を行なった結果、衆議院厚生委員会でのこの問題に関する質問が行なわれ菅直人厚生大臣が「積極的に取り組みたい」との答弁をしたあと、8 月に彼は私人として処分

地視察をし、さらにその1ヶ月後には厚生省産業廃棄物対策室長が豊島を訪問している（曾根英二1999、135頁）。さらに12月には橋本龍太郎首相が香川県を訪れた際、この問題に対して「国は…地方財政措置できちんと対応していこう」（大川真郎2001、95頁）と発言した。

一方、すでに住民会議が別途起こしていた豊島観光を相手どった高松地裁への損害賠償請求訴訟で、完全勝利をし、業者の廃棄物投棄の不法性が認められた。業者は控訴をしなかったものの、損害賠償と廃棄物撤去は実施しなかった。住民側は豊島観光経営者の狡猾な抵抗・妨害をはねのけて、処分地所有権が豊島三自治体（家浦・唐櫃・甲生）に移った。こうした社会的状況の中で、1996年末、香川県は国の支援を得て廃棄物の中間処理をすることを、やっと承認した。

1997年末、住民会議と香川県との中間合意に向けた議論のさなか、合意成立を促すために、住民側は県に対する損害賠償請求を放棄することを決定した。しかしその一方で、中間処理を行う処分地（もとの廃棄場ですでに豊島三自治会の所有地）の土地使用料要求を中間合意案に盛り込んだことで、香川県の態度を硬化させ、合意形成が頓挫することになった。弁護団の副団長であった大川真郎の著書『豊島産業廃棄物不法投棄事件』は、本稿で大いに利用しているが、彼はその中でさらに「中間合意が大詰めにきた段階で、突如この要求をしたのはまずかった」（大川真郎2001、126頁）と述懐している。しかしそれは団長である中坊弁護士のイニシアティブによるものようだ。ジャーナリスト曾根英二によると、「帰りのフェリーで中坊さんが私に切り出した。『損害賠償は放棄するけど、住民には闘う金がいますねん。やっぱりそれは敵から取ってこないといかんや。中間処理施設のための土地使用料をもらおうと思っています。…香川県は使用料を払うべきや。違うか』（同166頁）と回顧している。他方『ただちょっと、この中間合意の段階でさらにそれ（土地使用料の支払い）を加えるというのは、どうかなという気がしますけどね。せっかく、ここまで詰まっているから』と副弁護団長。それに対して中坊さんは首をタテに振らない。」（同170頁）

中坊弁護士は住民をまとめ上げる強力な指導力と、調停委員会と渡り合う優れた戦略を駆使してきた。そして住民運動を支える資金を考慮して処分地土地使用料を持ち出したのだったが、結果としてこれが調停プロセスの進行を遅らせることとなった。中間合意案には、結局住民への損害賠償請求、県の責任と謝罪、処分地の土地使用料、処分技術検討委員会への住民参加、これらはすべて盛り込まれなかった。ただし県が「廃棄物の認定を誤り、適切な指導監督を怠ったことにより深刻な事態を招来させた」ことを認め、廃棄物の中間処理を行なうことを認めた点だけは、住民の意向が通った。こうしたことから、住民は敗北感があったという。

しかしここから住民会議は運動の立て直しに取り組んだ。中坊氏の提案で住民会議の中に女性委員会ができ、既に紹介したように小豆島土庄町6000戸訪問・署名活動。香川県内100回座

談会の開始などである。ただし、それらの活動は決して華々しいものではない。曾根英二によると、「満濃町での座談会に同行した。昼間は『こんぴらさん』のある琴平町から満濃町にかけて宣伝カーで告知する。知事選の候補者のひとりが使った宣伝カーを無償で借りられることになったのだ。一戸一戸歩いて呼びかけるビラ配りに加えて、宣伝カーのスピーカーが参加者増員には威力を発揮する。『産廃の撤去を目指して、頑張っている豊島の自治会の宣伝車です。本日午後7時から公民館におきまして、座談会を催します』。…この日は、呼びかけに応じて26人も参加者が満濃町や琴平町から訪れた」（曾根英二1999、258頁）。この「26人も」という表現は微妙だ。どうみても大きな数字ではない。住民会議はその困難な活動を続けたのだった。大川真郎は言う、「ひとりでも多くの人に参加してもらうため、そのつど担当の住民10人は、暑さ30度を超す日中からビラ配布をした。住民が夜の座談会を終えて家浦港に帰るのは、毎回夜10時を過ぎていた。大変な「讃岐路行脚」であった。参加者は最も多いときでも坂出市南部の44人、最も少ないときは僅か2人で、10人未満のときが全体の三分の一だった」（大川真郎2001、166頁）。12月1日までに、座談会を70個以上、参加総数は1000人前後、一会場あたり参加者は、平均で20人にも満たない（同167-68頁）。1999年3月に100回目を終了した香川県内座談会の「会場に集まった350人の前で、児島議長が結んだ。100会場で延べ参加県民2000人。しかし、この参加を得るために本土に渡った島民の数は延べ3500人を超え、電話は延べ2万回にのぼっていた」（石井亨2018、202頁）という。（注：大川真郎2001の180頁も同じことが書かれている。）

こうした調停と住民運動の紆余曲折の中、1998年9月、香川県知事選で真鍋武紀が当選した。県知事選のさなか、豊島選出の土庄町議員2名（この2名は、公害調停住民側5代表の中に入っていた。なお住民会議3議長を含む、8人が豊島住民指導部）が豊島を訪れた真鍋の選挙カーを先導した。真鍋県知事は選挙中のそうした経験から、豊島住民の運動の内実を甘く見たのか、真鍋当選後の10月19日、知事は「謝罪」について一言も触れず、土地使用料を要求しているのは、「ほしいから要求しているのでしょう、お金が。」と発言。さらに翌1999年1月5日の地元紙では反豊島キャンペーンが張られた。

真鍋知事の「お金が欲しいんでしょう」発言は、弁護団と住民会議の心情を逆なでした。数日後の10月25日、住民代表8人を集め、中坊氏が住民運動の受け身の姿勢と停滞を叱責した。そうした経過の中、住民会議は1999年4月の県議会選挙に住民会議の若手活動家石井亨氏を急遽担ぎ出し、選挙戦を展開して当選させた。

同年8月、事態が急展開する。知事が中間処理を豊島の廃棄物処分地ではなく、隣の直島にある三菱マテリアルで行なうことを発表した。そして2000年5月、知事が豊島住民に県の責任を認め、謝罪する方針を固めた。6月6日、調停が成立した。調停条項の第一条には次のよう

に書かれている。「香川県は、廃棄物の認定を誤り、豊島総合観光開発株式会社に対する適切な指導監督を怠った結果、本件処分地について土壌汚染、水質汚濁等深刻な事態を招来し、申請人らを含む豊島住民に長期にわたり不安と苦痛を与えたことを認め、申請人らに対し、心からの謝罪の意を表す。」(大川真郎 2001、233 頁)

だが処分作業はここから始まる。そして結局 2022 年 1 月まで、実に 20 余年かかり、費用は 820 億円かかった。



船上から見る事件現場の現在 1



同 2

## 豊島住民会議の運動

豊島産業廃棄物不法投棄事件は、有害産業廃棄物の野放図な島へ投棄（と野焼き）する業者と、それを委託した排出業者、および廃棄物投棄を制止できず、自らの責任を認めることなく廃棄物処理を拒否してきた香川県に対する、豊島住民の長期にわたる闘いだった。発端の1975年から、2000年の香川県と豊島住民の間の調停和解まで25年間、両者の本格的な対立と調停交渉が始まってからとしても1990年から2000年まで10年間が経過している。この長期にわたる住民運動を維持することが可能だった要因はどこにあるのか。

いくつかの関連著書に目を通して、まず印象深いのは、中坊公一弁護士の支援と助言である。住民側の弁護団長として、日本弁護士連合会会長を退任して間もない彼は、無報酬でこの困難な仕事を引き受け、途中1996年には住宅金融債権管理機構（1999年より整理回収機構）の社長に就任する忙しい中、調停会議での戦略を立て、住民会議を鼓舞し続けた。また調停成立後も、その後の豊島を含む広域島嶼地域の振興を考え、瀬戸内オリーブ基金を立ち上げた。

他方、豊島住民会議のリーダーたちも印象深い。二代目筆頭議長安岐登志一氏は、胃がんによる胃の摘出手術後、体力の十分回復していない時期に、バスで上京中、サービスエリアで何度も嘔吐を繰り返したという。和解成立時には真鍋県知事と握手をしたが、その8ヶ月後に亡くなっている。また本稿「はじめに」で名前が出た安岐正三氏は、それまで生業としてきたハマチ養殖業を廃業し、陸の仕事をしながら、住民会議の中堅として常に運動の中心にいた。前者は命を縮め、後者は生業を辞めて住民運動の先頭に立った。さらには若手の石井亨氏は香川県議となり、県議会で豊島問題の発言をした。彼についてはあとでもう少し詳細に述べる。

そうした人と並んで、もう一つ重要な要因がある。それは資金である。住民会議は1990年に結成以来、2000年の調停和解までの10年間、香川県庁前「立ちんぼ」運動、高松市や東京銀座でのデモ、小豆島土庄町6000戸訪問署名活動、香川県内100回の座談会、産廃業者を相手どった訴訟、こうした多様な活動を展開してきた。中坊弁護士を筆頭とする弁護団は無報酬で引き受けてくれたにせよ、膨大な資金が必要である。

当時住民会議で若手の活動家だった石井亨によれば、「公害調停は、裁判に比べて時間も費用もかからないと言われる。しかし調停申請から丸三年近くたって、膠着している。弁護団と住民代表が一度東京へ出かけると、往復の電車代だけで五十万円はかかる。期日とその間の事務的な折衝、年に20回上京すれば、それだけで一千万円である。年間三千万円前後に達している運動費用の各自治会からの負担も一億円に迫っていた。それも底をつき、自治会の役員が連名で金融機関から借入れを起こして支える事態にまで至っていたのだ」（石井亨2018、144-145頁）。1990年から「丸三年で」運動資金は枯渇したとはいえ、それまで一億円近くを捻出でき

ていたのである。それは豊島三自治会がそれだけ資金を予め有していたということだ。というのも「備讃瀬戸はその海砂の一大採取地。豊島の漁協や自治会には、砂を取る代わりに保証金が支払われてきた。たとえば家浦の自治会だと、年間 700 万円近く。各自治体はその保証金をプールしていたため、基本的な運動資金を賄ってくるのができたのだ。」(曾根英二 1999、104 頁)

それでもその資金は丸 3 年で枯渇した。ここで調停中の 1997 年、県と住民会議の中間調停案作成が大詰めにきた段階で、中坊弁護士が副弁護団長大川弁護士の疑義を押しとどめてまでも、損害賠償請求権を放棄する代わりに、豊島での中間処理を行う場合に処分地使用料支払い(この処分地はすでにこの時点で豊島三自治会に所有権が移っていた)を要求したことを思い起こしてほしい。これによって県側の態度が硬化し、結局中間調停案には損害賠償権も処分地使用料も退けられたのだが、中坊弁護士には、こうした住民会議の資金枯渇が念頭にあったと思われる。

だがこの年の 12 月に調停会議で産業廃棄物を豊島観光に委託した排出業者のうち三社との間で調停が成立し、排出業者が賠償金を支払うことで合意した。香川県と住民会議がそれを受け取ることになるが、このとき 6000 万円が豊島三自治会に入った。大川真郎によると「1997 年 12 月、住民と三排出事業者との間で、最初の調停が成立した。この頃、住民会議の活動資金は完全に底をついていた。…弁護団は三排出事業者の支払金を住民にに使わせるよう公調委に申し出た。…この申し出に応え、公調委は住民に 6000 万円の使用を認めたが、住民と県との取得配分が決まっていない時点で、公調委がこれを認めることは決断を要するものであったと思われる。…2000 年 1 月 24 日…調停が成立した排出事業者数は 19 社、総額 3 億 7000 万円(ただし、分割支払金を含む)となった。」(大川真郎 2001、155 頁)

この段階では県と住民会議との配分割合は決まっていなかったが、最終的に排出業者が支払った解決金 3 億 2500 万 8000 円のうち、住民側が 1 億 5500 万 8000 円、県側が 1 億 7000 万円と、最終調停書に明記された。(同 236 頁) こうして資金の目途がたち、運動が継続できたのである。

次に長期にわたる豊島住民の運動の性格について少し考察してみたい。とはいえ外側をなぞる程度の知識しかない筆者にその資格はない。ここではこの運動の中心にいた石井亨氏の著書『もう「ゴミの島」と言わせない』(2018 年刊)を参考にする。彼の名は、本稿が主に参照した大川真郎『豊島産業廃棄物不法投棄事件』や曾根英二『ゴミが降る島』にも安岐正三氏とともに頻繁に登場する。1990 年に運動に参加する石井氏は、前述の長老の安岐登志一氏や中堅の安岐正三氏に比べれば、当時 30 歳の若手だった。

彼は 1960 年生まれで、戦後開拓農民として豊島に入植した農民の 2 世である。「私は 1960

年にこの島の中でも少々特別な環境にあった戦後の開拓入植地で生まれた。…1947年に20戸が入職した檀山開拓村は、すでに3戸にまで減っていた。…また開拓村は当時島の自治組織にも加盟しておらず、情報はほとんど入らなかった」(石井亨2018、36頁)。だからこの事件の発端となる1975年の時点ではこの問題に関して彼は疎遠だった。「高校を出たあと、農業大学校へと進み、一年をおいて、その後2年間を米国で過ごして(ビッグ・ベンド・コミュニティカレッジ留学)、1983年7月、再び島に戻った。23歳の時である。…帰国したとき、すでに2戸まで減っていた開拓村で、荒れ果てた農地を再度開墾するところから始めた。…およそ7年をかけて農地を元に戻し、無添加の平飼養鶏を始めた頃、再びこの事件に出会うことになる」(同36頁)。

1990年の兵庫県警による強制捜査の数日後に、彼は唐櫃の自治会長から声をかけられ、住民会議の活動に参加することになった。1992年には父親が他界し、1993年には軌道に乗りかけていた養鶏業は、住民運動への参加のため廃業。その数年後、1996年に香川県の離島振興事業の一環として設立された豊島交流センターの管理人として土庄町臨時職員の資格で職を得た。運動の中では、広報担当としてパンフレット作成やピースボートへの対応などを行なっている。そして調停交渉が大詰めを迎えようとしていた1999年4月県議選で当選し、県会議員となった。投票日までわずか3週間しかない中での立候補であったが、豊島内外全力の支援活動で、周囲の予想を覆して当選した。その顛末は、大川真郎が詳しく述べている(大川真郎2001、183-185頁)。

石井氏は2007年に落選するまで2期8年間を県会議員として活動し、その後は結婚、妻の病气、そして離婚など身辺事情のために住民会議の会合に出られなくなり、住民会議との関係が疎遠になる。

議員としての活動がなくなり、彼は豊島で農業と環境保全の調和を目指す地道な運動を構想した。「学生や社会人を受け入れて、一年を通して、田んぼでの作業体験や、鶏を解体して自ら調理したり、農作物の収穫、竹藪の管理作業などを実践してみたりする。何がしかの枠組みは作れそうだった」(石井亨2018、318頁)。そこで「2009年7月、高松で数人の仲間と小さな会社を作った。八百屋と食堂を兼ねていた。県民の間で豊島事件を長く共有する必要がある。…時々、ツアーを組んで、豊島の視察をする。島の食材を使って料理をして食べる。お母さん方にも何度か集まってもらって、こういう流れの中で、「お母さんたち自身が豊島の食材を使ってもてなし、生活の足しにしていく」という提案をしていく。ゆっくりと人を受け入れることになれてもらおうという試みだった」(同319頁)。

ちょうどその頃、瀬戸内国際芸術祭のプロジェクトが動き始めていた。2004年から香川県の若手職員によって提起され、2006年には直島福武美術館財団が瀬戸内国際芸術祭に直結するプ

プロジェクトを提唱し、2008年には実行委員会が発足した（瀬戸内国際芸術祭総括報告・平成22年）。

石井氏は、芸術祭のプロジェクトの中に、彼自身が構想し準備していた活動と重なるものを見つけ、実行委員会の担当者に直接話をしにいった。「『どんなことをやるの、私たちの取り組みと同じなので…芸術祭の邪魔をする気は毛頭ないけれど、私たちの取り組みもそっとしておいてほしいと思っている。きちんと調整しておかないと変なことになるよ。第一、同じ提案を違う主体が同じ人にしたら、困るのは島の人たちだ。あなたがたはどう考えているの』『そうなんです。同じ提案を別の主体が出せば、困るのは島の人たちです。先行しているあなた方と両方がうまくいけばそれが理想だけど、私たちは組織が大きすぎて舵は効きません』『それは、私たちに辞めろということか』『辞めろと入っていません。私たちは止まらないと言っているだけです』そうした活動の拠点として、空き家も借り受ける準備をしていた。島にはいない家主に連絡して借りたいと申し入れ、快く内諾してもらってはいたが、一方で、これも芸術祭の空家調査に引っかかっていた」（同 321-322 頁）。

さらには彼の設立した農業組合法人の目的の一つである豊島での米作りも芸術祭との関連で挫折する。「ところが、芸術祭で唐櫃地区の棚田を復活するという事業が計画された。数百万～数千万単位の緊急雇傭や中山間直払い制度等の各種補助金が除草作業に投入された。これだけのお金をかければ相当な景観回復にはなる。棚田の景観が戻れば、米を作りたいのはわかる。ところが、地元の生産調整枠だけではならず、郡外の生産調整枠までかり集めて、生産調整枠ギリギリの集積を行ったのだそう。…そう、『米は芸術祭が作るから、今後あんたらが作ることは認めない』というのだ」（同 329 頁）。

石井氏は設立されたばかりの芸術祭実行委員会では自分の取り組んでいる上記の構想をプレゼンテーションしていて、実行委員会側でも同じことを考えていることを確認している。両者の関係は悪いわけではないのだから、その時点で両者が協力し合うことも可能であったはずである。結果として石井氏は芸術祭とうまくリンクできなかったということだろう。

もうひとつ、瀬戸内オリーブ基金とも、そして豊島三自治会とも関係がこじれ始めた。瀬戸内オリーブ基金とは、2000年に中坊公一弁護士と、直島に地中美術館を設計した安藤忠雄が呼びかけ人となって、瀬戸内海の島々の地域振興を目指し設立されたNPOである。翌年ユニクロもこれに賛同し加わった。石井氏もその立ち上げメンバーであった。石井は豊島事件の意義継承と豊島振興のためのプロジェクトを考案し、豊島事件を起こした事業者の自宅を改修し拠点とすることを考え、瀬戸内オリーブ基金の助成応募を企てた。この建物は係争中に、事業者を破産させて豊島の三自治会の所有となっていた。石井は自ら農業組合法人を設立し、この建物を利用して活動拠点にしようとした。これに対して島民の一部から石井氏の専横という不信の

声が上がったようだ。彼の著書では豊島の自治会連合や瀬戸内オリーブ基金運営委員会の内諾を取った上での企てだったとしているが、恐らくは十分な根回しと各方面への理解を得ることができていなかったことが原因ではなかろうか。もしそうでなかったとしても、そうした不信の声は上がるだろう。(同 322-327 頁参照)

2010 年芸術祭が始まってしばらくして、住民会議議長が訪ねてきて石井氏が会合に全く出てこないで、住民会議による石井罷免要求が出されたという。この年、石井は豊島を離れることにした(同 335 頁)。

しかし望郷の念は強く、7 年後に島に帰ることにした。「島を離れて暮らした七年、離婚を経験し、その間にも一人暮らしの限界に達して体調を崩した母を引き取り、闘病と老いに向き合った。この間、産廃現場の視察対応を除けば、処理事業を監視する豊島住民運動の情報はほとんど入らなかった…。…私はと言えば、いつの間にかソーシャルワーカーとして働き、カウンセラーとしても活動していた。2016 年 4 月、これらの活動を一切辞めて、帰島の計画を立て始めた。…島の人に声をかけてもらい、一番小さな集落の海辺の古びた一軒家を紹介してもらった。2017 年 3 月 22 日、身の回りのもので持って、私は母と共に豊島へ帰った。ここから、私たち親子の新しい暮らしが始まる。母 80 歳、私 57 歳の春である」(同 356-357 頁)。

石井氏の著書の中では、所々に書かれる自分史の部分の拾い上げてその曲折した人生を概観したが、この著書は当然ながら豊島事件における自らの経験に基づいた概要、あるいはより広い視点での環境破壊の問題への考察が大部分を占める。その中で、とりわけ筆者の関心を引くのは、豊島事件における住民運動の性格についての彼の考察である。

彼は豊島での長期にわたる粘り強い住民運動をなぜ持続できたのかその原因を二つあげている。ひとつは、明確で「だれも否定できない強大な敵」の前に、島民間の様々な違いによる分裂が許されなかったということ。「豊島とて、共働している人々が本来的に仲が良いとか、民主的な自治に長けているというわけでは決してない。…豊島にとっては、廃棄物撤去という「ミッション」は、だれも否定できない強大な敵であった。日常の諍い、あるいはもっと根源的な帰属性の違いがあったとしても、それをはるかに超えるミッションの下に共働してきたのである。しかも、そのミッションを実践するために島の人が島の人を傷つけるという現象も、平時とは比べものにならないほどの軋轢を生んでいる。わけもわからず強要されたと思う場面も多いだろう。それでも分裂を回避できたのは、より大きなミッションにより封印されてきたに過ぎない」(同 250-251 頁)。問題は「その後」であり、ミッションが終わったとき、バラバラにならないように長期にわたる「育ちなおし」を必要とする、と石井は考える。

もう一つ、筆者はこれが最も重要だと思われるのだが、石井氏の指摘によれば運動を持続させたのは「この国で忘れ去られつつある共同体性」であるという点だ。「この島にも「よぼし子」

「よぼし親」という言葉が残っている。語源は「烏帽子」ではないかと思われるが、次のような仕組みである。子供が生まれると、別の成人との間で「よぼし子、よぼし親」の約束が結ばれる。もしも本当の親に何かあった場合、よぼし親が自分のこと同様によぼし子の面倒を見る。これは逆の場合もあり、老後を見てくれるはずの実子に何かあれば、よぼし子が実の親同様に面倒を見るというものである」（同 251—252 頁）。

こうした伝統的共同体性の現代的現れが日常的な島民の相互協力だという。「社会資本整備についても、…現在でも現物だけを自治体が負担し、地域の人たちが集まって共同作業で工事を行う仕組みをもった自治体はある。こうした共同体による自治は、地域内部での再分配の性質も持っていたのだろう。例えば、豊島では救急車はこない。「病人」、「けが人」が出れば、お互いに協力して運び合う。そこにはお互い様という気持ちがあり、当たり前のこととして行われる」（同 252 頁）。いわばこれは「昔ながらのこの国のかたちでは、個人の暮らしと行政や政府が行う施策との間に、地域共同体というもうひとつのパブリックがあった」（同 252 頁）というのである。

個人と行政・政府の間にある「もうひとつのパブリック」としての「共同体性」。もちろん彼は、そのネガティブな裏面をも指摘はしている。いわく「豊島の運動の主体、その原点はまさにこの共同体性である。…共同体性は行き過ぎると、忌まわしき全体主義の様相を呈し、ファッションに陥りかねない。豊島での運動は、民主的に行うことを心がけた。ただ、一般に誤解されている多数決の原理ではない。正しいと信じる方向をひたすら説明し、共働してくれるように要請し続けたのである。運動を維持するための島の中での地区別座談会等の活動は膨大な作業量である」（同 253 頁）。そして運動が終熄して 20 余年を経て、そのネガティブな側面が現れていることを石井氏は危惧している。「豊島の運動の歴史も諸刃の剣だったことは間違いない。この要素がさらに大きな軋轢を生んでいる。…解かれた封印の中で、いったんは運動が崩壊の様相を呈することは目に見えている。公共事業として動き出す処理事業にまわりつく利権や誘惑、さらに道の事業に取り組むための膨大な作業、共通の目的が具体性を欠くことによる求心力の低下などにさらされながら取り組むことになる。住民会議の再構築と維持は並大抵のことではない」（同 254 頁）。

石井氏の分析する豊島の住民運動が長期に持続しえた二つの原因の一つ目、すなわち明確な「強大な敵」、これはそのとおりだと思う。廃棄物処理業者の犯罪と現に大量に残存する有害廃棄物、それを黙認してきた責任を認めようとならない県当局、これらを前にして誰が豊島の住民運動を否定できよう。では石井氏が提示する第二の論点、すなわち豊島住民運動の「共同体性」についてはどうだろうか。私が石井氏の著書を読み終えて心に引っかかったのが、この部分だった。今や日本で「忘れ去られつつある」相互扶助性、「もうひとつのパブリック」が豊島の住民運

動を支えた、と彼は言う。

まず彼は、豊島における伝統的地域共同体の成員ではなかった。戦後入植した開拓農民の2世である。だからこそ「共同体性」のネガティブな側面も十分認識しており、それが行き過ぎると全体主義の様相を呈することを指摘した上で、そうならないために「膨大な作業量」による地区座談会を繰り返し、合意形成のための説明・説得を行ってきた経緯を付け加えているのである。「共同体性」とは、そうした説明・説得による合意形成を必要としないものなのではないか。もっと言えば、説明・説得による合意形成は「共同体性」を補うものではなく、それ自体が住民の「協働」を形成する要なのではないか。伝統的共同体性は、ほっておくと結局は異質なものを排除する作用を果たす。石井氏自らが、そのことを体験しているように。

彼の危惧した共同体のネガティブな側面は、2000年の県と豊島住民会議との間の和解調停が成立を経て、彼の県議会議員落選後、現実のものとなる。彼は県議会議員を辞めたのち、豊島を拠点として環境に配慮した「農と食」の調和的な循環を理念とする活動と、その中で外部からの訪問者に豊島住民運動の意義を啓発しようと試みた。すでに述べたように、2009年にはそのための会社を設立し、瀬戸内オリーブ基金を利用し、豊島ですでに三自治会の所有となっていたかの廃棄物処理業者の自宅を自治会から借り受けて活動の拠点とすることを構想した。しかし、豊島住民のどこかから「オリーブ基金の私物化」、「石井の不穏な動き」という声が密かに上がり、この計画は頓挫する。確かに彼の事前の説明・合意形成が十分でなかったのかもしれないが、そんな密かな噂は尋常ではない。地域共同体のネガティブな側面の顕在化とは言えないか。この一件と直接関連するかどうかは定かではないが、高松市に居住し豊島住民会議から遠のいた石井氏に対して罷免要求が出された。彼が伝統的地域共同体の一員であったら、こういう事態になっていただろうか。

私は石井氏の全身全力を尽くした住民運動への貢献に心からの敬意を払いながら、彼の著書読了後に残るしこりを文字にして整理しておきたい。彼は自ら重視した説明・説得による合意形成を、自らの理念実現のために十分尽くしたのか。

この点が、瀬戸内国際芸術祭実行委員会との関係でも言える。これもまたすでに紹介したことだが、2008年、設立されたばかりの芸術祭実行委員会で彼はプレゼンテーションしている。そこで提示された彼の計画とは「島のお母さんたちが、島の食材でもてなし、人々の生活に還元される交流の仕組みであり、農作業などの大権と、島の歴史や文化を感じ取れる受け入れ」（同321頁）というものだった。実行委員会も同じコンセプトを持っていた。このとき彼は「私も『そうか、こういうことをやりたいのか』と少し安心したのだった」（同）。ここで彼は実行委員会と共働する道を探らなかった。

結局、芸術祭が彼のコンセプトと同じものを発表し、彼がそれを問いただしに行ったとき、

次のような返答があった。「そうなんです。同じ提案を別の主体が出せば、困るのは島の人たちです。先行しているあなた方と両方がうまくいけばそれが理想だけど、私たちは組織が大きすぎて舵は効きません」(同 321 頁)、というものだった。

こうして石井氏は、2000 年の和解調停という豊島住民運動の一つの大きな結節点を経て、自らの理念実現のための具体的活動を行なおうとしたとき、豊島住民会議とも、瀬戸内国際芸術祭ともうまくリンクすることができず、孤立した。それでも彼は生まれ故郷豊島に帰島したのだった。帰って行った豊島は現在も人口減少のただ中にある。「豊島事件発端当時人口はおよそ 2300 人。2017 年では 800 人という少々という、典型的な過疎の島である。戦前には、2700 人程度で横ばいだったようだが、戦後の疎開時期には 4000 人近くまで人口が増え、その後減少の一途をたどっている」(同 234 頁)。

もう一度振り返りたい。石井氏は、地域における相互協力が、個人と行政・政府の間にある「もう一つのパブリック」であるというが、それは果たして「地域共同体」でなければ成り立たないのか。彼も言うように、もし現代日本で地域共同体が崩壊しつつあるとすれば、地域共同体と関連付けることのない「もう一つのパブリック」が再構築されなければならないということにならないか。

豊島を含む瀬戸内国際芸術祭の舞台となっている島々は人口減少のただ中にある。その中で、地域振興を目指して始まった瀬戸内国際芸術祭が、それら島々の住民とうまくリンクしていることを願って、今あの豊島美術館を思い起こしている。

## 参考文献

- 石井亨 2018) 『もう「ゴミの島」と言わせない-豊島産廃不法投棄、終わりなき闘い』(藤原書店)
- 大川真郎 2001) 『豊島産業廃棄物不法投棄事件-巨大な壁に挑んだ二五年のたたかい』(日本評論社)
- 佐々木良 2018) 『美術館ができるまで なぜ今、豊島なのか?』(啓文社書房)
- 實近昭紀 1999) 『汚染の代償 豊島事件の 23 年』(かもがわ出版)
- 柴田弘捷 2012) 「銅精錬・アート・産廃処理の町・直島の現在-人口構成・産業構造・雇用環境-」(『専修大学社会科学研究所月報』587/588 号、専修大学社会科学研究所)
- 曾根英二 1999) 『ゴミが降る島-香川・豊島 産廃との「20 年戦争」』(日本経済新聞社)
- 中坊公平 2000) 『中坊公平・私の事件簿』(集英社新書)
- 福島利夫 2012) 「直島と豊島をつなぐ産業廃棄物処理問題のこれまでとこれから」(『専修大学社会科学研究所月報』587/588 号、専修大学社会科学研究所)

『瀬戸内国際芸術祭 2010 公式ガイドブック』(『美術手帳 2010 年 6 月号増刊 BT』)

『瀬戸内国際芸術祭 2013 公式ガイドブック』(『美術手帳 2013 年 3 月号増刊 BT』)

『瀬戸内国際芸術祭 2016 公式ガイドブック』(現代企画室)

『瀬戸内国際芸術祭 2019 公式ガイドブック』(美術出版社)

朝日新聞夕刊 2022 年 1 月 8 日

豊島事件資料集 [https://www.teshima-school.jp/\\_wp/wp-content/uploads/2013/12/think-teshima-fix.pdf](https://www.teshima-school.jp/_wp/wp-content/uploads/2013/12/think-teshima-fix.pdf)

豊島事件に関する香川県の経緯説明サイト

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/teshima/keii/teshi-1.html>

『瀬戸内国際芸術祭 2010 総括報告』(瀬戸内国際芸術祭実行委員会)

<https://setouchi-artfest.jp/files/about/archive/general-report2010.pdf>

『瀬戸内国際芸術祭 2013 総括報告』(瀬戸内国際芸術祭実行委員会)

<https://setouchi-artfest.jp/files/about/archive/general-report2013.pdf>

『瀬戸内国際芸術祭 2016 総括報告』(瀬戸内国際芸術祭実行委員会)

<https://setouchi-artfest.jp/files/about/archive/general-report2016.pdf>

『瀬戸内国際芸術祭 2019 総括報告』(瀬戸内国際芸術祭実行委員会)

<https://setouchi-artfest.jp/files/about/archive/general-report2019.pdf>

『瀬戸内国際芸術祭 2022 取組方針』(瀬戸内国際芸術祭実行委員会)

<https://setouchi-artfest.jp/files/about/initiative-policy.pdf>